

社会福祉士 精神保健福祉士 医療介護の事業者・従事者

自治体職員

民生委員

家族信託を扱う公証人

など

高齢者・障がい者などの
支援に関わる方へ

..... シンポジウム

福祉関係者のための “家族信託”入門

後見に代わる信託を利用した
財産管理・生活支援について

参加費無料
要申込

定員
200名
(先着順)

日にち

(平成30年)
2018年 8月4日(土)

時間

13:30~16:30(開場13:00)

場所

広島弁護士会館 3階ホール | 広島市中区上八丁堀2-73

● パネルディスカッション

パネリスト

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ■ 遠藤 英嗣 氏 | 遠藤家族信託法律事務所
弁護士 |
| ■ 松谷 恵子 氏 | まつたに社会福祉士事務所
社会福祉士 |
| ■ 中田 真帆 氏 | 広島市社会福祉協議会
生活支援課長 |
| ■ 定者 吉人 | 広島みらい法律事務所
弁護士 |

コーディネーター

《 会場までのアクセス 》

- JR広島駅からタクシーで 約8分
- JR新白鳥駅から徒歩 約10分
- アストラムライン城北駅から徒歩 約7分
- 合同庁舎前バス停から徒歩 約7分
- 広電(白鳥線)・家庭裁判所前駅から徒歩 約5分
- 広島バスセンター(そごう)から徒歩 約14分

講演



「高齢者、障がい者のための
家族信託の活用例と
今後の展開」

遠藤家族信託法律事務所
弁護士

遠藤 英嗣 氏



※車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用下さい。

主催

お問い合わせ



弁護士法人

広島みらい法律事務所

(広島弁護士会所属)

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 <http://hiroshima-mirai.com/>

tel.082-511-7772

広島みらい

検索

シンポジウムのご案内

広島みらい法律事務所は、市民の皆さまがかかえる法的トラブルについて地理的・経済的・社会的な理由により弁護士に相談できないという問題を解消するため、広島弁護士会の支援のもと、設立された都市型公設事務所です。平成28年に設立10周年を記念し開催された「福祉関係者と弁護士の連携」をテーマにしたシンポジウム（広島弁護士会主催）では、多くの福祉関係者に参加いただき、好評を博しました。また、当事務所は、福祉関係者との勉強会を主催したり、各案件の問題解決に向けて福祉関係者と連携しながら法的支援を行っています。

家族信託（民事信託）は、ここ数年、後見や遺言相続に代わるものとして、様々な形で利用が増えています。福祉関係者の関心も高いことから、本シンポジウムでは、「福祉関係者のための家族信託入門」をテーマにしました。

講師及びパネリストとしてお招きした遠藤英嗣弁護士は検察官、公証人を経て、家族信託を冠した法律事務所を開

設され、ご活躍されています。また、（株）野村資産承継研究所の研究理事として家族信託の研究を行い、「新しい家族信託」「家族信託契約」（いずれも日本加除出版発行）など著書を多数執筆しておられ、全国各地で講演活動を行っておられます。

本講演「高齢者、障がい者のための家族信託の活用例と今後の展開」では、①高齢者・障がい者の財産管理・生活支援のための信託の仕組み、②認知症高齢者の「配偶者亡き後問題」、障がいを持つお子さんの「親亡き後問題」など、その活用例についてお話していただきます。

本パネルディスカッションでは、後見制度との比較、こんな事例で信託は活用できるのか、信託を行う際の注意点、多職種連携の在り方などにつき、それぞれの立場から意見交換を行います。

福祉の業務に携わっている方、高齢者・障がい者のための家族信託に関心のある方、多くのご参加をお待ちしています。

参加を希望される方は、下記の項目にご記入の上、FAXまたはメールにてお申込み下さい。
（参加不可の場合を除き、申込受付に関する連絡はいたしません。当日、会場にお越しの上、受付でお名前をお知らせ下さい。）

広島みらい法律事務所宛て

FAX 082-511-7773
mail info@hiroshima-mirai.com

申込期限
2018年
7月30日(月)

※定員に達し次第、申込受付を終了しますので、ご了承下さい（広島みらい法律事務所のHPにその旨掲載します）。

氏名(ふりがな)	所属(団体・会社等)/ご職業	電話番号

本シンポジウムのテーマに関連し、ご意見やご質問があれば、ご自由にご記入下さい。
（ご質問に関しては、時間的に可能な範囲で当日のシンポジウムでお答えします。）